

ダイオキシン類に係る健康被害の救済に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であること並びにダイオキシン類を食品を介して摂取した場合における健康被害が特殊であることにかんがみ、食品を介したダイオキシン類に係る健康被害を受けた者に対する医療費及び健康管理手当の支給の措置等を講ずるとともに、ダイオキシン類に係る健康被害に関する調査研究を推進することにより、ダイオキシン類に係る健康被害の救済を図ることを目的とすること。 (第一条関係)

第二 定義

この法律において「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。 (第二条関係)

第三 救済給付の種類

食品を介したダイオキシン類に係る健康被害の救済のために支給される給付(以下「救済給付」という。)は、医療費、健康管理手当及び特別遺族給付金とすること。 (第三条関係)

第四 認定

厚生労働大臣は、日本国内において食品を介したダイオキシン類に係る健康被害が相当数発生した場合において、当該健康被害を受けた者について、政令で定めるところにより、その者の申請に基づき、食品を介したダイオキシン類に係る健康被害を受けた旨の認定を行うものとする。 （第四条関係）

第五 ダイオキシン類健康被害手帳の交付

厚生労働大臣は、第四の認定を行ったときは、当該認定を受けた者に対し、ダイオキシン類健康被害手帳を交付するものとする。 （第五条関係）

第六 医療費の支給

一 厚生労働大臣は、第四の認定を受けた者が、ダイオキシン類健康被害手帳を提示して医療を受けたときは、その者に対し、医療費を支給するものとする。ただし、ダイオキシン類に起因するものではないことが明らかである負傷又は疾病について医療を受けた場合については、この限りでないものとする。 （第六条関係）

二 一により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る健康被害につき、

健康保険法その他の政令で定める法律（第十の一において「健康保険法等」という。）の規定により第四の認定を受けた者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とすること。（第七条関係）

第七 健康管理手当の支給

- 一 都道府県知事は、第四の認定を受けた者に対し、政令で定める額の健康管理手当を支給するものとする。（第十一条関係）
- 二 健康管理手当の支給については、所得制限を設けるものとする。（第十二条関係）

第八 特別遺族給付金の支給

厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に日本国内において相当数発生した食品を介したダイオキシン類に係る健康被害を受けた者が施行日前に死亡した場合においては、その者の遺族に対し、政令で定める額の特別遺族給付金を支給するものとする。（第十四条関係）

第九 救済給付の免責

救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合にお

いては、厚生労働大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れるものとする。 (第十七条関係)

第十 他の法令による給付との調整

一 医療費は、第四の認定を受けた者に対し、当該認定に係る健康被害について、健康保険法等以外の法令の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しないものとする。 (第十八条第一項関係)

二 健康管理手当及び特別遺族給付金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労働者災害補償保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しないものとする。 (第十八条第二項関係)

第十一 不正利得の徴収

偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者がある場合は、厚生労働大臣・都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、当該救済給付の価額の全部又は一部を徴収することができるものとする。

ること。

(第十九条関係)

第十二 受給権の保護等

一 救済給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする
こと。

(第二十条関係)

二 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金品を標準として、課することができないものとする
こと。

(第二十一条関係)

第十三 費用負担

一 健康管理手当の支給に要する費用及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事
が行う事務の処理に要する費用は、都道府県が支弁するものとする。

(第二十八条関係)

二 国は、政令で定めるところにより、一により都道府県が支弁する費用を当該都道府県に交付するもの
とすること。

(第二十九条関係)

第十四 調査及び研究の推進等

一 国は、治療方法の確立のための調査研究その他のダイオキシン類に係る健康被害に関する調査研究を

推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。 (第三十条第一項関係)

二 国は、一の調査研究を高度かつ専門的に行う調査研究機関の整備の促進その他の当該調査研究の推進のための体制の整備に必要な施策を行うものとする。 (第三十条第二項関係)

第十五 調査研究協力金の支給

- 一 第十四の二の調査研究機関で厚生労働大臣の指定を受けたもの(以下「指定調査研究機関」という。)は、当該指定調査研究機関において行われる第十四の一の調査研究に協力した者に対し、厚生労働大臣の定めるところにより、調査研究協力金を支給するものとする。 (第三十一条第一項関係)
- 二 国は、予算の範囲内において、指定調査研究機関に対し、一の調査研究協力金の支給に要する費用を交付するものとする。 (第三十一条第二項関係)

第十六 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 第四は、施行日前に日本国内において相当数発生した食品を介したダイオキシン類に係る健康被害を

受けた者についても適用するものとする。

(附則第二条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年以内に、第十四の一の調査研究の成果等を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

四 その他所要の規定の整備をするものとする。